

令和8年度 鏡石町不妊治療費助成事業のお知らせ

鏡石町では、不妊治療や治療に付随した男性不妊治療手術を行うご夫婦の経済的負担を軽減するため、治療費の一部を助成しています。

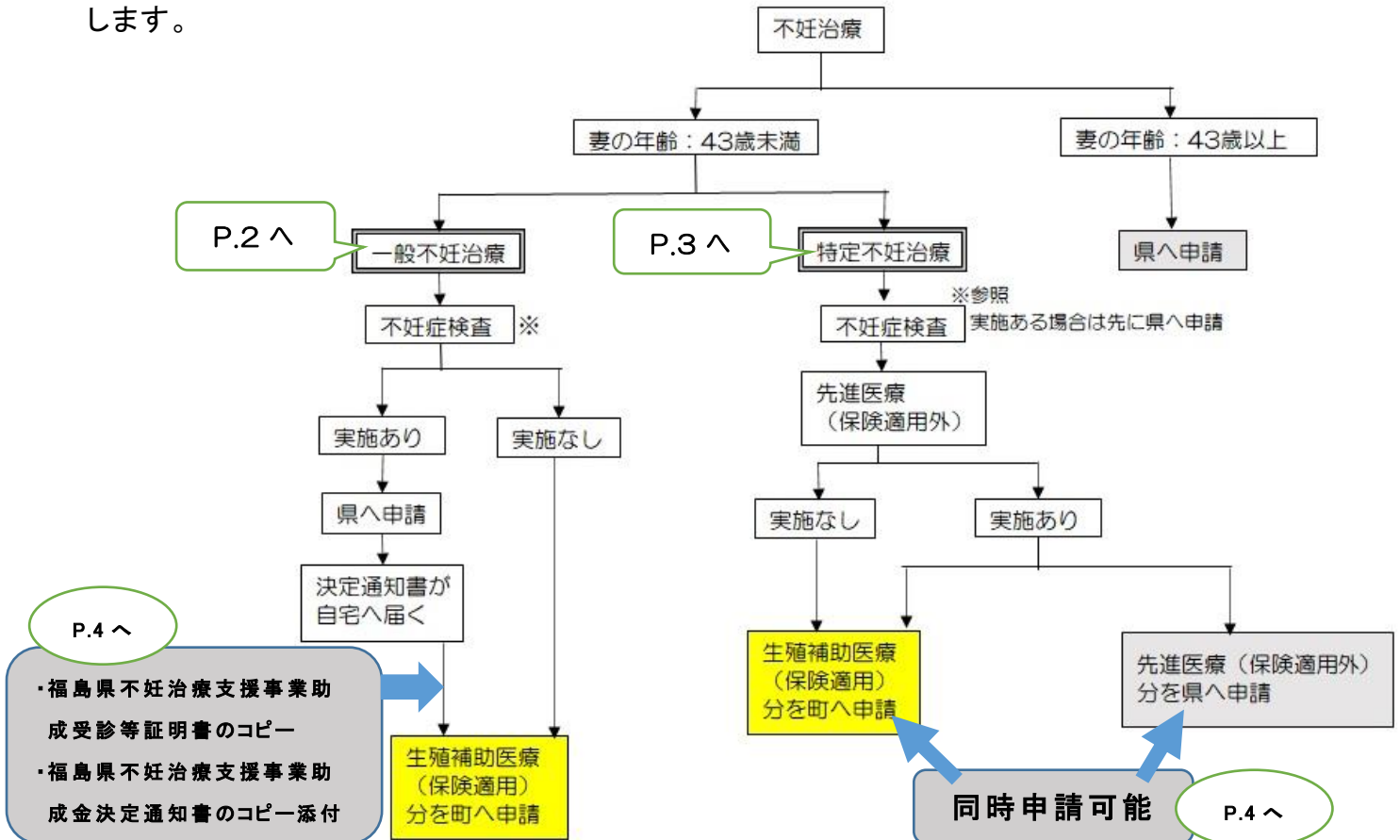
※申請予定の方は、治療の個別性が高いため、助成対象となるか必ずお電話もしくは窓口にて事前にご相談ください。

助成を受けることができる方【次の要件をすべて満たす方】

- ①医療機関において、保険診療の適用となった不妊治療を行った夫婦
ただし、一度に申請できるのは、6か月分かつ治療終了から6か月以内となります。
- ②両者または単身赴任等の事情により一方が鏡石町に住所を有する夫婦
- ③町税等の滞納がない夫婦
- ④夫婦ともに又は夫婦のいずれか一方も他市町村（特別区含む）からの同種の助成を受けていない方 ※夫婦とは事実婚にある夫婦も含まれます。

助成回数や申請の流れ

妻の年齢が40歳未満は通算6回まで、40歳以上42歳未満は通算3回までを助成いたします。



※福島県で実施されている不妊治療支援事業では、保険適用とならない不妊治療や、不妊症検査に関する費用の一部助成を受けることができます。

詳細については、右 QR コードにて「福島県ホームページ」をご覧ください。



対象となる治療

保険診療の適用となった不妊治療が対象となります。

【一般不妊治療：タイミング法、人工授精】



1度に申請できるのは、治療期間6か月分になります。(受診しない月があれば、その月は含めません)

例) ①	4月	} 6か月分	②	4月	} 6か月分(6月と8月は受診なし)
	5月				
	6月				
	7月				
	8月				
	9月				
				7月	
				9月	
				10月	
				11月	
				12月	

●助成額

各年度につき **上限10万円** を助成します。

※対象治療の医療保険適用自己負担額から高額療養費(払い戻し)、付加給付、福島県不妊治療支援事業等の支給金額を差し引いた額に対して、上限10万円を助成します。

まず福島県へ申請し、決定通知書が届いた後、町へ申請してください。

●助成の申請について

治療期間6か月分の最終月(上記の例①の場合9月、②の場合12月)から6か月以内に申請をしてください。

※年度末の申請は大変混み合うため、治療終了後速やかな申請とともに、2月末までに申請をお願いいたします。

●一般不妊治療の方の申請タイミング

- ①妊娠をしたため
- ②治療中止をしたため
- ③特定不妊治療へ移行するため
- ④1回の申請である6か月分を超えたため

●受診等証明書について

医療機関が記載します。申請者は医療機関へ作成依頼をお願いします。

申請可能な治療期間の把握のため、申請者は必ず下記をご確認ください。

・一般不妊治療受診等証明書(例)



※助成対象となる治療期間のうち、福島県不妊治療支援事業助成を受ける当該医療費は、町申請用の受診等証明書に含めないようにお願いします。

【特定不妊治療(体外受精、顕微授精及びそれに付随して行われる男性不妊治療)】

福島県の体外受精、顕微授精の治療ステージと助成対象範囲に沿って保険診療分を助成します。

※詳しくは右 QRコードをご参照ください。



1度に申請できるのは、治療期間1クール分になります。

※「1クール」については、右 QRコードをご参照ください。



例) 採卵・採精～胚移植まで(医療機関が認める治療範囲まで)
男性不妊治療で手術をした場合:手術にかかる入院費用を助成1回分として申請してください。

●助成額

1回の治療につき 上限10万円 を助成します。

※対象治療の医療保険適用自己負担額から高額療養費(払い戻し)、付加給付、福島県不妊治療支援事業等の支給金額を差し引いた額に対して、上限10万円を助成します。

まず福島県へ申請し、決定通知書が届いた後、町へ申請してください。

●助成の申請について

・1クールの最終月から 6か月以内、

・男性不妊治療で手術をした場合は、退院した月から 6か月以内

に申請をしてください。

※年度末の申請は大変混み合うため、治療終了後速やかな申請とともに、2月末までに申請をお願いいたします。

●受診等証明書について

医療機関が記載します。申請者は医療機関へ作成依頼をお願いします。

申請可能な治療期間の把握のため、申請者は必ず下記をご確認ください。

・特定不妊治療受診等証明書(例)



※助成対象となる治療期間のうち、福島県不妊治療支援事業助成を受ける当該医療費は、町申請用の受診等証明書に含めないようにお願いします。



申請に必要な書類

<input type="checkbox"/> ①鏡石町不妊治療費助成申請書(原本) ★	申請者が作成
<input type="checkbox"/> ②鏡石町一般または特定不妊治療受診等証明書(原本)	医療機関が作成
<input type="checkbox"/> ③福島県不妊治療支援事業助成金受診等証明書(コピー)	該当の方のみ
<input type="checkbox"/> ④福島県不妊治療支援事業助成金決定通知書(コピー)	
<input type="checkbox"/> ⑤医療機関が発行した②の内容を示す領収書、領収金額明細書等(原本)	
<input type="checkbox"/> ⑥付加給付制度を利用した場合は、付加給付の金額が確認できる書類(コピー)	該当の方のみ
<input type="checkbox"/> ⑦限度額適用認定を受けた場合は、限度額適用認定証(コピー)	
<input type="checkbox"/> ⑧高額療養費の受給を受けた場合は、高額療養費に申請を行ったことがわかる書類(コピー)	
<input type="checkbox"/> ⑨事実婚関係に関する申立書	事実婚関係にある夫婦のみ
<input type="checkbox"/> ⑩振込先口座の内容が分かるもの(通帳のコピー)	

※夫婦が同一世帯でない場合であって、本籍が鏡石町でない場合は、戸籍記載事項全部証明書を添付してください。

★鏡石町不妊治療費助成申請書の「関係情報照会同意欄」に

ご夫婦の同意をいただけない場合

- ・法律上の婚姻関係にあることが証明できる書類(戸籍謄本)
- ・住所が確認できる原本書類(続柄および前住所記載がある住民票等)
- ・夫婦それぞれの町税の滞納がないことを確認できる原本書類(納税証明書または非課税証明書等)

上記3点を添付する必要があります。なお、添付する場合には、発行から3ヵ月以内のものに限ります。

福島県の不妊治療支援事業助成を利用される方へ



●不妊症検査の助成を申請される方: 町へ申請する前に、福島県の申請を先に申請

①福島県へ申請すると、福島県不妊治療支援事業助成受診等証明書のコピーが渡されます。

②県へ申請後、ご自宅に福島県不妊治療支援事業助成金決定通知書が届きますので、

- ・福島県不妊治療支援事業助成受診等証明書のコピー
- ・福島県不妊治療支援事業助成金決定通知書のコピー

を揃えて、他の必要書類と共に町へ提出してください。

福島県の助成金決定通知書が届くまでに時間を要することがあります。年度末に町への申請を考えている方は、早めに県へ申請をしてください。

★決定通知書が届いていないと、町への申請ができません。

●保険診療の治療と併用して実施した先進医療(保険適用外)を申請される方:

町への保険診療分の申請は、県に申請する先進医療と同時期に申請可能です。

町へは保険診療分のみ申請をしてください。

【申請・問い合わせ先】 鏡石町 健康環境課 健康グループ ☎ 0248-62-2115